

新宮町の議会議員及び長の選挙 公費負担業者向け資料

該当する業者様等へ、立候補予定者から配布ください。

新宮町選挙管理委員会

一般運送契約者の皆様へ（立候補予定者から業者等への配布ください。）

令和5年4月23日執行予定の新宮町議会議員一般選挙及び新宮町長選挙における公費負担制度の利用にあたり、下記の点に留意され、必要な書類を提出されるようお願いいたします。

記

1 公費負担の対象と限度額

(1) 対象について

選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額
＜同一の日については1台に限る＞

(2) 限度額について

①各日の料金は64,500円と1日あたりの契約単価を比べて少ない額の方となります。

②選挙運動期間を通じて、各日の料金×使用した日数が限度額となります。
＜最高322,500円＞

(3) 留意事項

①公費負担の対象となるのは、選挙運動期間（令和5年4月18日から4月22日まで）の5日間のみです。ただし、契約は選挙運動用自動車を使用した全ての期間で締結してください。

②選挙運動用自動車の看板や放送機器に関する費用は、公費負担の対象にはなりません。

2 提出が必要な書類

(1) 契約時（候補者へ提出）

契約書

(2) 選挙終了後（新宮町長（新宮町役場総務課）へ提出）

①請求書【様式第15号】、請求内訳書【様式第15号 別紙 請求内訳書】

②候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】

3 提出書類作成上の留意点

候補者に配布しております「公費負担の手引き」や「選挙運動費用の公費負担に関する各種様式綴」の記載例を参考に、候補者と十分協議の上、誤りのないよう記入願います。また、口座振込となりますので、口座等については預金通帳等で確認し正確に記入してください。

4 その他

候補者が供託物を没収された場合には、新宮町に対して支払の請求をすることはできません。

5 問い合わせ先 新宮町選挙管理委員会事務局 TEL 092-963-1730

自動車賃貸借契約者の皆様へ（立候補予定者から業者等への配布ください。）

令和5年4月23日執行予定の新宮町議会議員一般選挙及び新宮町長選挙における公費負担制度の利用にあたり、下記の点に留意され、必要な書類を提出されるようお願いいたします。

記

1 公費負担の対象と限度額

(1) 対象について

選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額
<同一の日については1台に限る>

(2) 限度額について

①各日の料金は16,100円と1日あたりの契約単価を比べて少ない額の方となります。

②選挙運動期間を通じて、各日の料金×使用した日数が限度額となります。
<最高80,500円>

(3) 留意事項

①公費負担の対象となるのは、選挙運動期間（令和5年4月18日から4月22日まで）の5日間のみです。ただし、契約は選挙運動用自動車を使用した全ての期間で締結してください。

②選挙運動用自動車の看板や放送機器に関する費用は、公費負担の対象にはなりません。

③契約者が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

2 提出が必要な書類

(1) 契約時（候補者へ提出）

契約書

(2) 選挙終了後（新宮町長へ提出）

①請求書【様式第15号】、請求内訳書【別紙 請求内訳書（1）】

②候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】

3 提出書類作成上の留意点

候補者に配布しております「公費負担の手引き」や「選挙運動費用の公費負担に関する各種様式綴」の記載例を参考に、候補者と十分協議の上、誤りのないよう記入願います。また、口座振込となりますので、口座等については、預金通帳等で確認し正確に記入してください。

4 その他

候補者が供託物を没収された場合には、新宮町に対して支払の請求をすることはできません。

5 問い合わせ先 新宮町選挙管理委員会事務局 TEL 092-963-1730

燃料供給契約者の皆様へ（立候補予定者から業者等への配布ください。）

令和5年4月23日執行予定の新宮町議会議員一般選挙及び新宮町長選挙における公費負担制度の利用にあたり、下記の点に留意され、必要な書類を提出されるようお願いいたします。

記

1 公費負担の対象と限度額

(1) 対象について

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

(2) 限度額について

7,700円×選挙運動の日数が限度額となります。〈最高38,500円〉

(3) 留意事項

- ①公費負担の対象となるのは、届け出た選挙運動用自動車へ選挙運動期間中（令和5年4月18日から4月22日まで）に実際に供給した燃料代に限られます。
- ②契約者が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

2 提出が必要な書類

(1) 契約時（候補者へ提出）

契約書

(2) 選挙運動等期間中の給油時（候補者へ提出）

給油伝票は候補者が受領後保管し、業者へ証明書を提出する際に併せてこの写しを提出
給油伝票には日付、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額の記載（手書き可）
が必要です。

(3) 選挙終了後（新宮町長（新宮町役場総務課）へ提出）

- ①請求書【様式第15号】、請求内訳書【様式第15号 別紙 請求内訳書（2）】
- ②候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第11号】
- ③候補者から受領した自動車燃料代確認書【様式第7号】
- ④候補者から受領した給油伝票の写し

3 提出書類作成上の留意点

候補者に配布しております「公費負担の手引き」や「選挙運動費用の公費負担に関する各種様式綴」の記載例を参考に、候補者と十分協議の上、誤りのないよう記入願います。また、口座振込となりますので、口座等については、預金通帳等で確認し正確に記入してください。

4 その他

候補者が供託物を没収された場合には、新宮町に対して支払の請求をすることはできません。

5 問い合わせ先 新宮町選挙管理委員会事務局 TEL 092-963-1730

自動車運転雇用契約者の皆様へ（立候補予定者から業者等への配布ください。）

令和5年4月23日執行予定の新宮町議会議員一般選挙及び新宮町長選挙における公費負担制度の利用にあたり、下記の点に留意され、必要な書類を提出されるようお願いいたします。

記

1 公費負担の対象と限度額

(1) 対象について

選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額
<同一の日については1人に限る>

(2) 限度額について

①各日の報酬は、12,500円と1日あたりの契約単価を比べて少ない額の方となります。

②選挙運動期間を通じて、各日の報酬×運転した日数が限度額となります。
<最高62,500円>

(3) 留意事項

①公費負担の対象となるのは、選挙運動期間中（令和5年4月18日から4月22日まで）の5日間に実際に運転業務に従事した日に限ります。

②契約者が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

2 提出が必要な書類

(1) 契約時（候補者へ提出）

契約書

(2) 選挙終了後（新宮町長（新宮町役場総務課）へ提出）

①請求書【様式第15号】、請求内訳書【様式第15号 別紙 請求内訳書（3）】

②候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第12号】

3 提出書類作成上の留意点

候補者に配布しております「公費負担の手引き」や「選挙運動費用の公費負担に関する各種様式綴」の記載例を参考に、候補者と十分協議の上、誤りのないよう記入願います。また、口座振込となりますので、口座等については、預金通帳等で確認し正確に記入してください。

4 その他

候補者が供託物を没収された場合には、新宮町に対して支払の請求をすることはできません。

5 問い合わせ先 新宮町選挙管理委員会事務局 TEL 092-963-1730

ビラ作成契約者の皆様へ（立候補予定者から業者等への配布ください。）

令和5年4月23日執行予定の新宮町議会議員一般選挙及び新宮町長選挙における公費負担制度の利用にあたり、下記の点に留意され、必要な書類を提出されるようお願いいたします。

記

1 公費負担の対象と限度額

(1) 対象について

選挙運動用ビラの作成金額

(2) 限度額について

①作成単価は、単価限度額（7円73銭）と実際の単価を比べて少ない額の方となります。

②限度枚数は町議会議員選挙が1,600枚、町長選挙が5,000枚です。

③作成単価×枚数が限度額となります。

町議会議員選挙：7円73銭×1,600枚＝12,368円

町長選挙：7円73銭×5,000枚＝38,650円

(3) 留意事項

①公費負担の対象は、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成のみです。候補者が印刷を依頼するその他の印刷物については公費負担の対象とはなりません。

②限度額や限度枚数を超過した分は、候補者負担となります。

2 提出が必要な書類

(1) 契約時（候補者へ提出）

契約書

仕様が記載された書面

(2) ビラ納品時（候補者へ提出）

納品書（ビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面。）

(3) 選挙終了後（新宮町長（新宮町役場総務課）へ提出）

①請求書【様式第16号】、請求内訳書【様式第16号 別紙】

②候補者から受領したビラ作成証明書【様式第13号】

③候補者から受領したビラ作成枚数確認書【様式第8号】

3 提出書類作成上の留意点

候補者に配布しております「公費負担の手引き」や「選挙運動費用の公費負担に関する各種様式綴」の記載例を参考に、候補者と十分協議の上、誤りのないよう記入願います。また、口座振込となりますので、口座等については、預金通帳等で確認し正確に記入してください。

4 その他

候補者が供託物を没収された場合には、新宮町に対して支払の請求をすることはできません。

5 問い合わせ先 新宮町選挙管理委員会事務局 TEL 092-963-1730

ポスター作成契約者の皆様へ（立候補予定者から業者等へ配布ください。）

令和5年4月23日執行予定の新宮町議会議員一般選挙及び新宮町長選挙における公費負担制度の利用にあたり、下記の点に留意され、必要な書類を提出されるようお願いいたします。

記

1 公費負担の対象と限度額

(1) 対象について

公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成金額

(2) 限度額について

①作成単価は、単価限度額（7,570円）と実際の単価を比べて少ない額の方となります。

②限度枚数は45枚です。

③作成単価×作成枚数が限度額となります。

<最高340,650円>

(3) 留意事項

①公費負担の対象となるのは、公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成のみです。候補者が印刷を依頼するその他の印刷物については公費負担の対象とはなりません。

②限度額や限度枚数を超過した分は、候補者負担となります。

③契約者がポスター作成を業とする者に限ります。

2 提出が必要な書類

(1) 契約時（候補者へ提出）

契約書

仕様が記載された書面

(2) ポスター納品時（候補者へ提出）

納品書（ポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面。）

(3) 選挙終了後（新宮町長（新宮町役場総務課）へ提出）

①請求書【様式第17号】、請求内訳書【様式第17号 別紙】

②候補者から受領したポスター作成証明書【様式第14号】

③候補者から受領したポスター作成枚数確認書【様式第9号】

3 提出書類作成上の留意点

候補者に配布しております「公費負担の手引き」や「選挙運動費用の公費負担に関する各種届出書綴」の記載例を参考に、候補者と十分協議の上、誤りのないよう記入願います。また、口座振込となりますので、口座等については、預金通帳等で確認し正確に記入してください。

4 その他

候補者が供託物を没収された場合には、新宮町に対して支払の請求をすることはできません。

5 問い合わせ先 新宮町選挙管理委員会事務局 TEL 092-963-1730